

福祉灯油

1万円分の暖房費を助成

対象者

平成27年12月1日現在、和寒町に住所を有し、その後も引き続き居住することが明らかであると認められる世帯であり、平成27年度の町民税が非課税の世帯で下記の①～④のいずれかに該当する世帯

①高齢者世帯

全員が65歳以上の世帯
(平成28年3月31日までに満65歳になる人を含みます。)

②障がい者世帯

障がい者が同居している世帯
(1)療育手帳所有者
(2)身体障害者手帳所有者(1・2級)
(3)精神障害者保健福祉手帳所有者(1・2級)

③ひとり親世帯

父または母のいずれか一方と、18歳未満(高校生以下)の子どもがいる世帯

④生活保護世帯

生活保護を受給している世帯

申請

期間 平成27年12月1日～平成28年2月29日
場所 保健福祉センター または 役場お客さま窓口

代理の方でも
受付できます

必要なもの

- ①印鑑
- ②対象の世帯であることが証明できるもの
(保険証や障害者手帳など)



助成額

1万円 { 灯油ストーブの世帯は、灯油購入券5,000×2枚
電気・薪ストーブなどの世帯は、商品券との交換券

ただし、いずれかに該当する世帯であっても、同一住所地に親族が居住している場合(同一同居で世帯分離している世帯、2世帯住宅など)および福祉施設入所者並びに長期入院者は対象外です。

お問い合わせ：保健福祉課福祉係 TEL 32-2000

届出はお済みですか？

消費税

課税事業者の方へ

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、名寄税務署に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」の提出が必要です。

課税事業者とは？

基準期間(その年の前々年)における課税売上高(消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の免税売上金額の合計額)が1,000万円を超える方が該当します。

したがって、平成26年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成28年分の消費税の課税事業者~~に該当します。~~

簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

なお、平成28年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成27年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を名寄税務署に提出する必要があります。

税に関する情報は国税庁ホームページへ
<http://www.nta.go.jp>

お問い合わせ：名寄税務署 TEL 01654-2-2157